

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の取扱要領

(別表) 行政処分の基準

1 処理業者関係 (法第14条の3、第14条の3の2、第14条の6)

処分事由	根拠条文	処分基準	罰則 (参考)
無許可営業	法第14条第1項又は第6項 法第14条の4第1項又は第6項	許可取消し	5年以下の懲役 若しくは 1000万円以下の罰金 又は併科
不正手段による営業許可取得	法第14条第1項又は第6項 法第14条第2項又は第7項 法第14条の4第1項又は第6項 法第14条の4第2項又は第7項		
無許可事業範囲変更	法第14条の2第1項 法第14条の5第1項		
不正手段による事業範囲変更 許可取得	法第14条の2第1項 法第14条の5第1項		
事業停止命令違反	法第14条の3 法第14条の6		
措置命令違反	法第19条の5第1項 法第19条の6第1項		
委託基準違反 (無許可業者への委託)	法第12条第5項 法第12条の2第5項		
名義貸しの禁止違反	法第14条の3の3 法第14条の7		
施設無許可設置	法第8条第1項 法第15条第1項		
不正手段による施設設置許可 取得	法第8条第1項 法第15条第1項		
違反行為 施設無許可変更	法第9条第1項 法第15条の2の6第1項		
不正手段による施設変更許可 取得	法第9条第1項 法第15条の2の6第1項		
無確認輸出 (未遂を含む。)	法第15条の4の7第1項		
受託禁止違反	法第14条第15項 法第14条の4第15項		
不法投棄 (未遂を含む。)	法第16条		
不法焼却 (未遂を含む。)	法第16条の2		
指定有害廃棄物の処理禁止違 反	法第16条の3		
委託基準違反	法第12条第6項 法第12条の2第6項		3年以下の懲役 若しくは 300万円以下の罰金 又は併科
再委託禁止違反・再委託基準 違反	法第14条第16項 法第14条の4第16項		
施設改善命令・使用停止命令 違反	法第9条の2 法第15条の2の7		
改善命令違反	法第19条の3		
施設の無許可譲受け・無許可 借受け	法第9条の5第1項 法第15条の4		
無許可輸入	法第15条の4の5第1項		
輸入許可条件違反	法第15条の4の5第4項		
不法投棄・不法焼却目的収集 運搬	法第16条 法第16条の2		

	処分事由	根拠条文	処分基準	罰則（参考）	
違反行為	無確認輸出予備	法第15条の4の7第1項	許可取消し	2年以下の懲役 若しくは 200万円以下の罰金 又は併科	
	土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	法第15条の19第4項 法第19条の10第1項	事業停止90日	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	
	虚偽管理票の交付	法第12条の4第1項			
	管理票に係る勧告の措置命令違反	法第12条の6第3項	事業停止60日	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	
	施設使用前検査受検義務違反	法第8条の2第5項 法第9条第2項 法第15条の2第5項 法第15条の2の6第2項			
	保管届出義務違反	法第12条第3項 法第12条の2第3項	事業停止30日		
	管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3第1項 法第15条の4の7第2項			
	運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載・回付義務違反	法第12条の3第3項			
	処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第12条の3第4項又は第5項 法第12条の5第5項			
	管理票・同写し保存義務違反	法第12条の3第2項、第6項、 第9項又は第10項			
	引受禁止違反	法第12条の4第2項			
	虚偽管理票写し送付・虚偽報告	法第12条の4第3項又は第4項			
	電子管理票虚偽登録	法第12条の5第1項 法第15条の4の7第2項			
	電子管理票報告義務違反・虚偽報告	法第12条の5第2項又は第3項			
	処理困難通知義務違反・虚偽通知	法第14条第13項 法第14条の4第13項			
	処理困難通知保存義務違反	法第14条第14項 法第14条の4第14項			
	土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	法第15条の19第1項			
	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反	法第12条第13項 法第12条の2第14項 法第14条第17項 法第14条の4第18項			
	処理業の届出義務違反・虚偽届出	法第14条の2第3項 法第14条の5第3項			
	施設の届出義務違反・虚偽届出	法第9条第3項又は第4項 法第9条の7第2項 法第15条の2の6第3項 法第15条の4			
定期検査拒否・妨害・忌避	法第8条の2の2第1項 法第15条の2の2第1項				
					30万円以下の罰金

処分事由		根拠条文	処分基準	罰則 (参考)
違反行為	施設の維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反	法第8条の4 法第15条の2の4		
	処理責任者等設置義務違反	法第12条第8項 法第12条の2第8項		
	第18条報告拒否・虚偽報告	法第18条第1項		
	立入検査拒否・妨害・忌避	法第19条第1項		
	技術管理者設置義務違反	法第21条第1項		
	事故時応急措置命令違反	法第21条の2第2項	応急措置に必要な期間の停止	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	その他の違反行為		事業停止10日	
	他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、又は唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき	法第14条の3第1号 法第14条の3の2第1項第5号 法第14条の6	当該違反行為と同等の処分	
許可基準	許可を受けた者の、事業の用に供する施設又は能力が処理業の許可基準に適合しなくなったとき	法第14条の3第2号 法第14条の3の2第2項 法第14条の6	改善に必要な期間の事業停止 施設の設置許可の取消し等改善が不可能な場合は許可取消し	
欠格要件	欠格要件に該当するに至ったとき	法第14条の3の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号	許可取消し	
許可条件	許可に付した条件に違反したとき	法第14条の3第3号 法第14条の3の2第2項 法第14条の6	事業停止30日 許可取消し相当と認める場合は許可取消し	

2 施設設置者関係（法第9条の2第1項、第9条の2の2、第15条の2の7、第15条の3）

	処分事由	根拠条文	処分基準	罰則（参考）
違反 行為	処理施設の構造又はその維持管理が技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について許可を受けたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるとき	法第9条の2第1項第1号 法第15条の2の7第1号 法第9条の2の2第2項 法第15条の3第2項	改善に必要な期間の使用停止 改善が不可能な場合は許可取消し	
	許可を受けた者の能力が許可基準に適合していないと認めるとき	法第9条の2第1項第2号 法第15条の2の7第2号 法第9条の2の2第2項 法第15条の3第2項	改善に必要な期間の使用停止 許可取消し相当と認める場合は許可取消し	
	1の処理業関係の違反行為	法第9条の2第1項第3号 法第9条の2の2第1項第2号 法第9条の2の2第1項第3号 法第15条の2の7第3号 法第15条の3第1項第2号 法第15条の3第1項第3号	1の処理業関係の処分基準に準拠	
欠格要件	欠格要件に該当するに至ったとき	法第9条の2の2第1項第1号 法第15条第1項第1号	許可取消し	
許可条件	許可に付した条件に違反したとき	法第9条の2第1項第4号 法第15条の2の7第4号 法第9条の2の2第2項 法第15条の3第2項	使用停止30日 許可取消し相当と認める場合は許可取消し	
その他	維持管理積立金の積立てをしていないとき	法第9条の2の2第2項 法第15条の3第2項	許可取消し相当と認める場合は許可取消し	

3 再生利用業者関係（条例第25条、第26条）

処分事由		根拠条文	処分基準	罰則（参考）
違反行為	無指定営業	条例第20条第1項 法施行規則第9条第2号 法施行規則第10条の3第2号	指定取消し	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	不正手段による指定取得・更新	条例第20条第1項 条例第20条第3項		
	不正手段による変更指定取得	条例第21条第1項		
	再委託禁止違反・再委託基準違反	条例第20条第8項		
	無指定事業範囲変更	条例第21条第1項		
	改善命令違反	条例第23条 条例第7条 条例第10条		
	事業停止命令違反	条例第25条		
	名義貸しの禁止違反	条例第27条	事業停止30日	20万円以下の罰金
	再生利用業者の届出義務違反・虚偽届出	条例第21条第4項 条例第21条第5項		30万円以下の罰金
	報告拒否・虚偽報告	条例第52条		20万円以下の罰金
	立入検査拒否・妨害・忌避	条例第53条第1項		
	処理計画書等の提出義務違反・虚偽記載	条例第24条	事業停止10日	
	その他の違反行為			
	他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき	条例第25条第1号	当該違反行為と同等の処分	
法若しくは法の規定に基づく処分に違反する行為又は条例若しくは条例の規定に基づく処分に違反する行為	条例第25条第1号 条例第26条第1項第2号	1の処理業関係の処分基準に準拠。この場合において「許可取消し」とあるのは「指定取り消し」と読み替えるものとする。		
指定基準	指定を受けた者の、事業の用に供する施設又は能力が再生利用業者の指定基準に適合しなくなったとき	条例第20条第2項第1号	改善に必要な期間の事業停止	
			改善が不可能な場合は指定取消し	
欠格要件	法第14条の3の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する欠格要件に該当するに至ったとき	条例第26条第1項第1号	指定取消し	
指定条件	指定に付した条件に違反したとき	条例第20条第7項	事業停止30日	
			生活環境保全上の支障が生ずる場合は指定取消し	